

## ○届出の時期

届出は、開発行為等に着手する **30 日前まで** に行なってください。

## ○届出先

届出先は、草津市都市計画課です。

## ○届出書類の提出

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、正副本の 2 部を提出いただきます。

## ※届出の必要がない行為について

都市再生法特別措置法第 108 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 35 条の規定により、区域外であっても、次に掲げる項目に該当する場合は、届出の必要がない場合があります。

- ①誘導施設に該当する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設に該当する建築物で仮設のものの新築または建築物を改築し、もしくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ③非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④都市計画事業の施行として行う行為またはこれに準ずる行為

## ○罰則について

居住誘導区域外の届出および都市機能誘導区域外の届出について、

①**届出をしない**②**虚偽の届出をする**場合、罰則の対象となり **30 万円以下の罰金** が科せられることがあります。

届出制度の詳細については、下記までお問合せください。

草津市 都市計画部 都市計画課 計画係  
連絡先：077-561-2375  
FAX：077-561-2486  
E-mail：tokei@city.kusatsu.lg.jp



# 草津市立地適正化計画の届出制度について

【令和 6 年 3 月】

将来の人口減少局面を見据え、コンパクトなまちづくりを今から推進していきます。

将来の人口減少局面においても、持続可能な市民生活・都市活動・都市経営等を確保していくことが重要です。そこで、本市は、住居や都市機能の緩やかな誘導を行うことにより、集約型の都市構造への移行を図り、コンパクトなまちづくりを推進していくために、草津市立地適正化計画を策定しました。



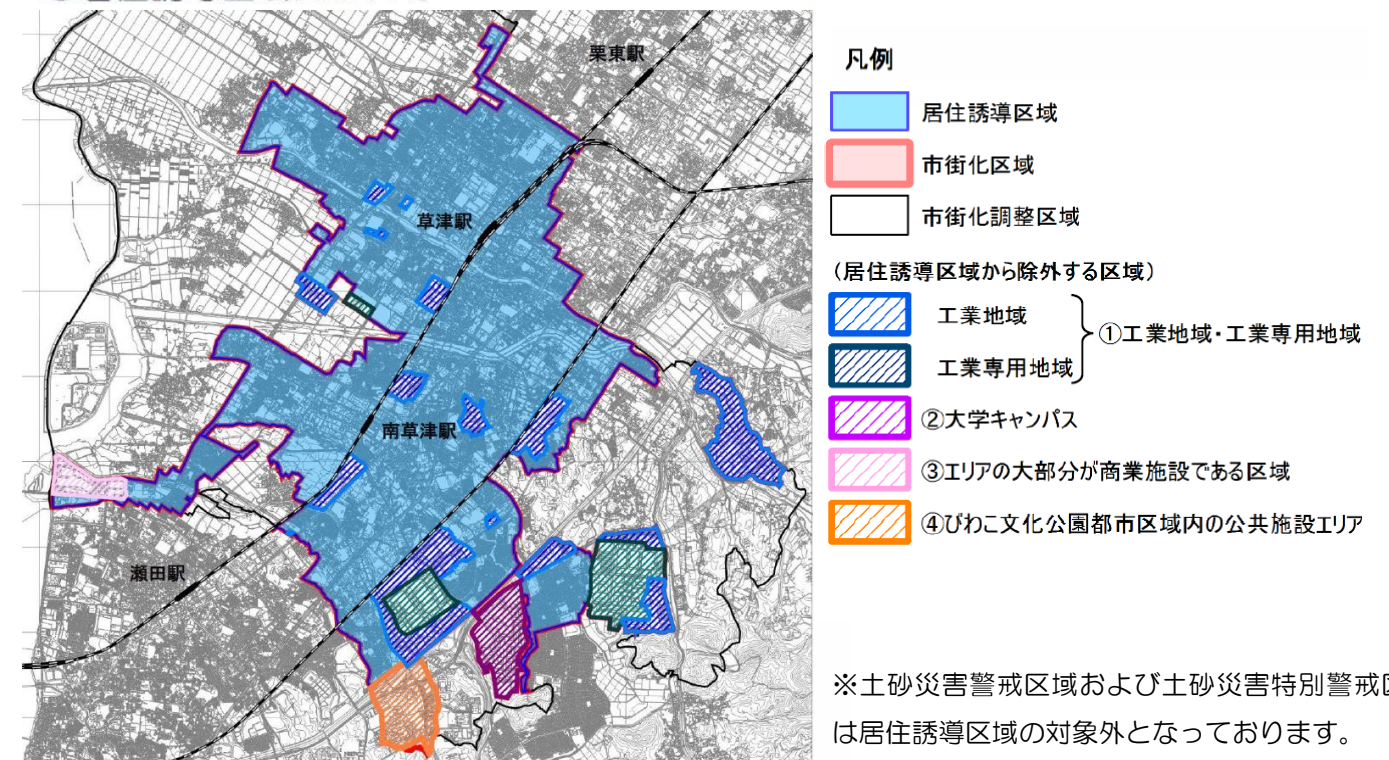
## ○計画の基本理念

誰もが 歩いて快適に暮らせる  
ずっと続くやさしく健幸なまち・草津

## 届出制度について

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築目的の開発や建築等を行う場合、または、都市機能誘導区域外において誘導施設の建築目的の開発行為や新築・改築等を行おうとする場合や都市機能誘導区域内において誘導施設を休止、廃止しようとする場合には、原則として開発行為等（施工）に着手する 30 日前までに、市長への届出が義務付けられます。

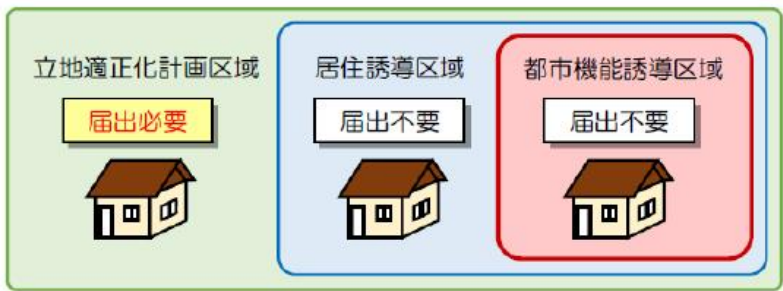
## ○居住誘導区域について



○居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外において、「届出対象行為」を行う場合に届出が必要です。

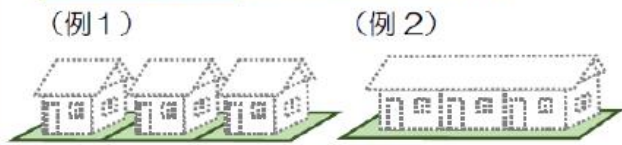
届出が必要な区域



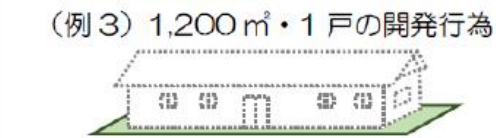
届出対象行為

開発行為

● 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



● 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの※



建築等行為

● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合



● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



※敷地面積 1,000㎡以上の規模が対象になります。

※届出が不要な行為の例

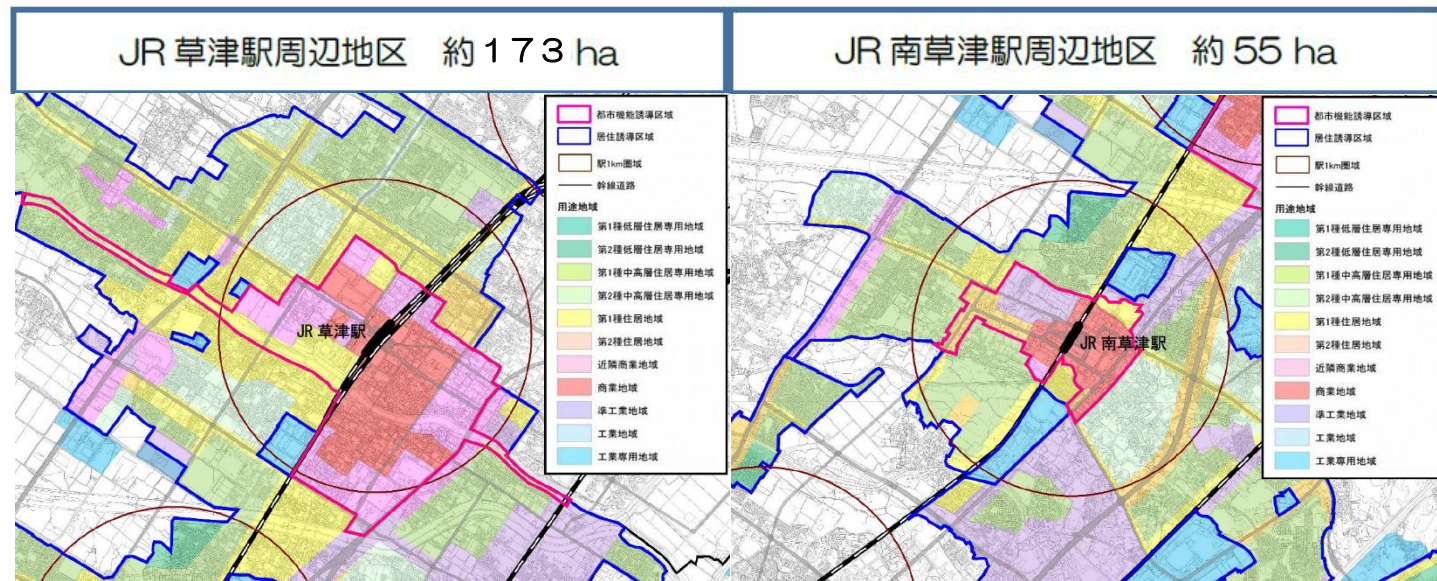
◆800㎡・2戸の開発行為  
→届出不要



◆1戸の建築行為  
→届出不要



○都市機能誘導区域について



○都市機能増進施設について

届出の対象となる増進施設は下記のとおりです。

| 誘導施設         |           | 定義                                                   | JR 草津駅<br>周辺地区 | JR 南草津駅<br>周辺地区 |
|--------------|-----------|------------------------------------------------------|----------------|-----------------|
| 子育て          | 子育て支援拠点施設 | 子育て支援の総合的サポートとして、地域子育て支援拠点事業を行う施設                    | ○              | ○               |
| 教育文化<br>スポーツ | 文化ホール     | 市民の文化の向上と芸術の振興を図り、文化芸術を通じたまちづくりを進めるための施設※1           | ○              | —               |
|              | 図書館       | 図書館法第2条第1項に規定する図書館                                   | —              | ○               |
|              | スポーツ施設    | 市民の心身の健全な発達、体育、スポーツの振興を図るための施設※2                     | ○              | ○               |
| 商業           | 大規模商業施設   | 延べ床 10,000㎡以上の商業施設                                   | ○              | ○               |
| 行政           | 市役所       | 地方自治法第4条第1項に規定する地方公共団体の事務所                           | ○              | —               |
| 地域交流         | 地域交流センター  | 公共施設の機能を集約し、コミュニティ・暮らしの再構築を先導する役割を果たす「中心市街地活性化」のコア施設 | ○              | —               |
|              |           | ・市民、市内の事業所に働く勤労者の交流施設<br>・産学公民のまちづくり都市機能研究施設         | —              | ○               |
|              | 都市公園      | 都市公園法第2条に規定する公園または緑地                                 | ○              | ○               |

※1 劇場、演芸場等、その他これらに類するもので、観覧場を有するもの。

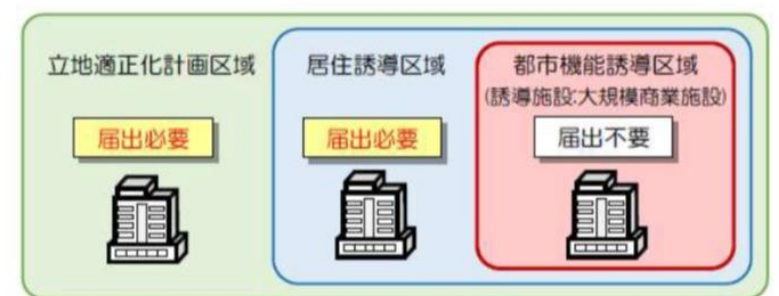
※2 体育館等、その他これらに類するもので、観覧場を有するもの。

○都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外において、誘導施設を有する建築物の開発行為、誘導施設を有する建築物の新築・改築または用途変更を行う場合に届出が必要です。

届出が必要な区域

※大規模商業施設を整備する場合の届出を例示



○都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合に届出が必要です。

届出が必要な区域

※大規模商業施設を廃止する場合の届出を例示

